



1 これまでの本県の取り組みとヤングケアラーの定義

改点

本ガイドラインで支援するヤングケアラーを、次のとおり定義

（誰が見てもわかりやすいよう、右図ともに掲載）

本来大人が担うとされる家事や家族の世話などを日常的に行うことで、子ども自身の権利が守られていない子ども※

※「子ども」とは「18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子ども」

- また、支援の対象として、「自身がヤングケアラーと気づいていないものの、家族への困りごとなどを抱えている子ども」を「ヤングケアラー」と思われる子どもとし、ヤングケアラー支援の対象者として支援を行う。



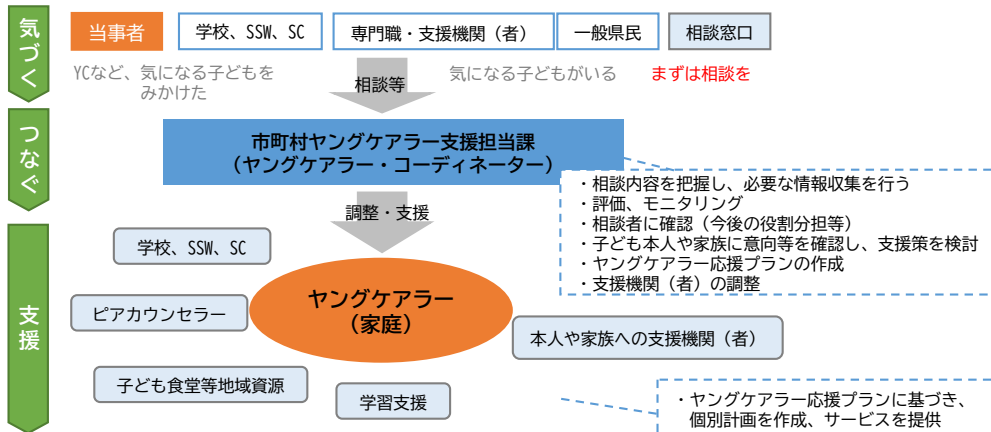
2 ヤングケアラーの実態

- ヤングケアラーの認知度：子どもはR4にかけてやや減少（50.3%（R4：55.4%）、一般県民は約71%で横ばい
- ヤングケアラーの割合 ヤングケアラー 1.0% ヤングケアラーと思われる子ども2.7%（R4：ヤングケアラー0.8%、ヤングケアラーと思われる子ども2.8%）
- ヤングケアラーが家事や家族のお世話を他の人に助けてもらっている人は約56%（R4：約52%）
- 周りの大人に助けてほしいことや必要な支援は、「自由に使える時間がほしい」「リフレッシュできる時間や場所がほしい」「自分のいまの状況について話を聞いてほしい」「学校の勉強や受験勉強など学習のサポート」など、多岐にわたる
- 相談窓口の利用は1%未満にとどまる

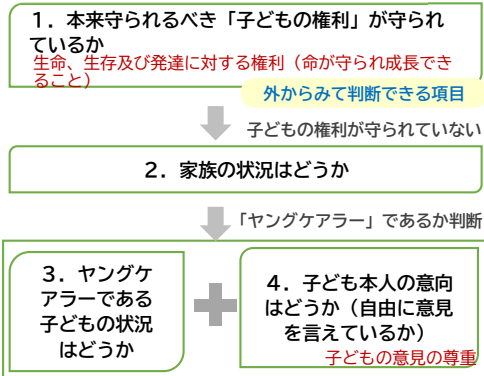
3 ヤングケアラーへの気づき・支援の方法

改定

○ヤングケアラーへの気づきから支援までのフロー



○ヤングケアラーへのアセスメントの流れ



○ヤングケアラー・コーディネータの役割

- ◆ 役割：ヤングケアラーに気づき・把握した場合に、家庭の状況に応じ、適切なサービスにつなげられるよう、地域内において、学校や市町村、民間事業者、相談窓口等の関係機関（者）が連携して相談・支援、適切な機関へのつなぎを行う
- ◆ 配置場所：各市町村が、行政機関内または法人格を有する民間事業者や団体に業務委託等を行い、配置

4 ヤングケアラーの支援における留意点

改定

◆ ヤングケアラーに接する際に配慮すべき点

- 「ヤングケアラー」であることを、多くの子どもやその家族等が認識していない
- ケアを担っていることを否定しない
- ヤングケアラーであることを公にしてほしくないケースに対する配慮
- ヤングケアラーを子ども扱いしない
- 子どもに対するメンタル面でのサポートが必要
- 子ども自身を必要な支援につなぐことも必要
- 「家族調整」が必要

◆ ヤングケアラーを未然に防ぐための家族支援の視点

- 今後、ヤングケアラーになることが予期される場合の未然に防ぐため、支援者が家族全体の支援で対応が必要

◆ 個人情報の取り扱い

- ヤングケアラーの支援は、さまざまな関係機関（者）が連携して支援に取り組むが、支援者間における情報共有が円滑に実施できるよう、個人情報の取扱いの同意を本人とその保護者から得る
- 要保護児童地域対策協議会の枠組みなど法律に基づいて対応できる場合もある

ガイドライン（構成）

- はじめに
- ヤングケアラーの定義
- ヤングケアラー支援の必要性
- 本県におけるヤングケアラーの実態
- ヤングケアラーの支援の流れ
- ヤングケアラー・コーディネータの役割
- ヤングケアラーと思われる子どもへの気づき
- つなぎから支援へ
- ヤングケアラーの支援における留意点
- ヤングケアラー相談窓口
- 参考事例
- 資料等